

◎新潟県教育委員会告示第14号

博物館法（昭和26年法律第285号）第13条第1項に基づく届出により、平成26年12月3日に次のとおり施設の設置者の名称および所在地の表記を変更登録した。

平成26年12月12日

新潟県教育委員会教育長 高 井 盛 雄

設置者の名称及び住所	一般財団法人大棟山美術博物館 新潟県十日町市松之山1222番地 【変更前】 財団法人大棟山美術博物館 新潟県東頸城郡松之山町大字松之山1222番
施設の名称	大棟山美術博物館
施設の所在地	新潟県十日町市松之山1222番地 【変更前】 新潟県東頸城郡松之山町大字松之山1222番
登録番号	新潟県第26号
変更年月日	平成26年7月2日